

出張理容、出張美容を行う方へ

【出張理容、出張美容ができる場合】

理容、美容は理容所・美容所以外の場所で行うことはできません。

ただし次の場合においては理容所・美容所以外の場所で理容、美容を行うことができます。

- 1 疾病その他の理由^{※注}により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して理容又は美容を行う場合（病院に長期入院している人など）
- 2 刑事収容施設の被収容者又は被留置者に対して理容又は美容を行う場合
- 3 社会福祉施設等の入所者で、理容所又は美容所に来ることができない者に対して理容又は美容を行う場合
- 4 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合（結婚式場で理容、美容を繰り返し行う場合は、理容所、美容所を開設する必要があります。）

※注 その他の理由とは、次の場合をいいます。

- ① 骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
- ② 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

【出張理容、出張美容ができる者】

- 1 区内または区外で理容所、美容所を開設又は勤務している理容師、美容師
- 2 理容師、美容師であって、器材の洗浄、消毒設備等を理容所、美容所と同様に行う場所を有している者

【出張理容、出張美容の届出について】

葛飾区では届出制度はありません。（平成 28 年 4 月現在）

【出張理容、出張美容を行う場合の衛生措置等】

- 1 準備する器材等
 - (1) 十分な数量のくし、はさみ、タオル等の器具
 - (2) 法令に定められた消毒薬及び消毒容器等
 - (3) 救急用具
 - (4) 消毒済みの器具、布片類を衛生的に運搬できる容器等
 - (5) 使用後の器具、布片類を運搬できる容器等
 - (6) 清浄な作業衣、マスク
 - (7) その他必要と考えられる物（ポリ袋、清掃器具等）
- 2 器具の取扱い等
 - (1) 皮膚に接触する器具や布片類は、消毒されているものを使用すること。
 - (2) 器具を準備する前に手指を消毒すること。
 - (3) 器具は衛生的に取り扱うこと。
 - (4) 使用後の器具で、消毒済みの器具を汚染しないように取り扱うこと。

【その他の注意点】

- 1 身体に障害がある方は感染症にかかりやすくなっている場合があります。清潔な作業衣、マスクの着用や、手指の衛生に十分気をつけて理容、美容を行ってください。
- 2 病院などでは患者の間で感染症を広げることがないように、器具等は衛生的に取り扱ってください。

問い合わせ先：葛飾区保健所生活衛生課環境衛生担当係
葛飾区青戸四丁目 15 番 14 号健康プラザかつしか内
電話 03-3602-1242 FAX 03-3602-1298